

長浜市道路愛護活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する道路において、地域の道路環境保全を目的とした道路路肩等の美化清掃活動（以下「道路愛護活動」という。）を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、市内の自治会（以下単に「自治会」という。）とする。

(交付対象路線)

第3条 補助金の交付対象となる路線は、市長が指定する幹線市道（第1級及び第2級）とする。ただし、市が除草、清掃等を実施する箇所を除く。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる道路愛護活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する路線の路肩その他道路施設の除草
- (2) 前号に規定する活動に付随する散在性ごみの除去及び清掃
- (3) その他市長が適当と認める活動

(実施期間及び回数)

第5条 道路愛護活動は、6月1日から9月30日までの間において1回以上行うものとする。

(自治会の責務)

第6条 自治会は、道路愛護活動の実施に当たっては、道路管理者の指示に従い、車両、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任において作業実施の安全を確保しなければならない。

2 道路愛護活動の実施に関し生じた事故、紛争等については、自治会が責任をもって対処するものとする。

(ごみ等の適正な処理)

第7条 自治会は、道路愛護活動により回収したごみ、草、枝その他の廃棄物を市指定の分別方法により分別し、適正にこれを処理しなければならない。

(補助金の額)

第8条 補助金として交付する額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を4月30日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市道路愛護活動事業計画書（様式第1号）
- (2) 実施予定箇所図

(変更申請)

第10条 前条第2項の規定は、規則第8条の規定による変更の申請をする場合について準用する。

(実績報告)

第11条 交付の決定を受けた自治会は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、交付決定を受けた日が属する年度の10月31日までに市長に報告しなければならない。

(1) 長浜市道路愛護活動事業報告書(様式第2号)

(2) 実施箇所図

(3) 活動実施に係る写真(作業前、中及び後)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第8条関係)

補助金の額	限度額
市長が別に定める単位面積当たりの単価に実施面積を乗じて得た額とする。	同一の箇所につき2回までの実施を交付の対象とし、当該年度における1団体当たりの限度額は、10万円とする。

備考 実施面積は、延長に幅(1メートルを上限とする。)を乗じて算定する。

様式第1号（第9条関係）

長浜市道路愛護活動事業計画書

（自治会名）

（自治会長名）

（電話番号）

（実施面積） 延べ m^2

（年間参加者数） 延べ 人

（実施予定箇所）

対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施 予定日	（1回目）	月 日
				（2回目）	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施 予定日	（1回目）	月 日
				（2回目）	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施 予定日	（1回目）	月 日
				（2回目）	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施 予定日	（1回目）	月 日
				（2回目）	月 日

※実施面積は、延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。

様式第2号（第11条関係）

長浜市道路愛護活動事業報告書

（自治会名）

（自治会長名）

（電話番号）

（実施面積） 延べ m^2

（年間参加者数） 延べ 人

（実施箇所）

対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施日	(1回目)	月 日
				(2回目)	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施日	(1回目)	月 日
				(2回目)	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施日	(1回目)	月 日
				(2回目)	月 日
対象路線	市道	線	（延長） $m \times$ （幅） m = （対象面積） m^2		
活動内容			実施日	(1回目)	月 日
				(2回目)	月 日

※実施面積は、延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。